

新潟市人事委員会規程の読点の表記を改める規程をここに公布する。

令和4年 8月19日

新潟市人事委員会委員長

兒玉 武雄

新潟市人事委員会訓令第 2 号

新潟市人事委員会規程の読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に施行されている本市人事委員会の規程において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。